

I. 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の適合審査料金

1. 基本料金

表1 (一戸建ての住宅)

(税抜金額)

| 適用する基準 | 一般 | 評価書等※(型式及び特認除く)利用(併願含) |
|---------------|---------|------------------------|
| 住宅事業建築主の判断の基準 | ¥30,000 | ¥10,000 |
| 一次エネルギー消費量等級 | ¥30,000 | ¥10,000 |
| 断熱等性能等級 | ¥20,000 | ¥5,000 |
| 省エネルギー対策等級 | ¥20,000 | ¥5,000 |

表2 (共同住宅等)

(税抜金額)

| 適用する基準 | 一般 | 評価書等※(型式及び特認除く)利用(併願含) |
|---|--------------------|------------------------|
| 省エネ住宅ポイント対象住宅 基準(共同住宅等) | ¥80,000+¥2,000*戸数 | ¥40,000+¥1,000*戸数 |
| 一次エネルギー消費量等級 | ¥100,000+¥2,000*戸数 | ¥50,000+¥1,000*戸数 |
| 断熱等性能等級 | ¥50,000+¥2,000*戸数 | ¥25,000+¥1,000*戸数 |
| 省エネルギー対策等級 | ¥50,000+¥2,000*戸数 | ¥25,000+¥1,000*戸数 |
| 併用住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅)の料金は表1を適用し、二戸戸長屋の料金は表1の料金に2を乗じた料金とします。 | | |

※表1及び表2において評価書等(型式及び特認除く)利用とは、設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット35S適合証明書(金利Bタイプ・省エネルギー性)、型式住宅部分等製造者認証書の結果を活用し、外皮性能の審査を省略することができる場合をいいます。

ただし、評価書等と異なる断熱性能による場合は一般料金とします。

2. 変更計画に係る適合審査料金

(1) 直前の適合審査をTBTCが行っている場合は、一回の変更につき、当該住宅の料金の区分に応じ、表1及び表2に掲げる料金(下記(3)その他料金②の要件に基づき減額された料金を含みます。)の2分の1の額とします。

(2) 直前の適合審査を他機関が行っている場合は、新たに省エネ住宅ポイント対象住宅適合審査の依頼を受けたものとして、表1及び表2に掲げる料金(下記(3)その他料金②の要件に基づき減額された料金を含みます。)を適用します。

(3) その他料金

①事前相談等に係る費用を別途請求できるものとします。

②適合審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとTBTCが判断したとき。
- ・TBTCが定める戸数以上の依頼が見込めるとき。

(4) 再発行料金

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき 2,000 円（税抜金額）とします。

II. 省エネ住宅ポイント制度用耐震証明書の適合確認料金

(税抜金額)

| | | |
|---------|---------|---------|
| 一戸建ての住宅 | 木造 | ¥40,000 |
| | 木造以外 | 別途見積り |
| 共同住宅等 | 構造に関わらず | |